注１　「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

⑴　「測定の箇所」は、保安規定（特定原子力施設にあっては、法第64条の２第２項に規定する実施計画。以下この様式において同じ。）に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

⑵　排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

⑷　「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ＮＤ）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

⑸　１⑴①及び⑵①、③及び④の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

⑹　「ベータ線を放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。

２　保安規定に定められた期間についての平均濃度の３月間における最高値を記載すること。

３　加圧水型発電用原子炉の２次系のトリチウムについては、括弧書（内数）で記載すること。

４　「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴　原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑵　200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑶　ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑷　「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の本数を記載すること。

⑸　「使用済燃料貯蔵槽及びサイトバンカ」の欄には、原子炉内で放射化された機器類で再使用しないものを対象とし、その数を記載すること。指定されたもの以外を保管している場合は、「その他」の欄に保管量等を同様に記載すること。

⑹　サイトバンカにおける使用済制御棒等の保管量等については、使用済燃料貯蔵槽における保管量等と合算して記載すること。サイトバンカを有しない事業者は、当該名称を削除すること。

⑺　「タンク等」の欄には、放射性物質の減衰効果等を踏まえて長期間タンク内に貯蔵するものを対象とし、ドラム缶等に詰めるための短期間貯蔵するものは含めないこと。

⑻　「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的名称とともにそれぞれの保管量等を同様に記載すること。

⑼　廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると発電用原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものが